令和2年8月28日 産業部農林水産課 ☎0823-77-0374

公の施設の指定管理者の募集について

グリーンヒル郷原の指定管理者を次のとおり募集します。

「		『V1月足目 垤17 を入りこねり 券来しより。
設置年月日: 平成5年4月1日 全体面積: 151,266㎡(指定管理者が管理運営を行う区域のみ) 主要施設: 宿泊研修棟「香りの館」(RC造2階建 延面積2,319㎡) レストラン,研修室、宿泊室、売店,市民農園等 バーベキューハウス、芝生広場、多目的広場、駐車場等 名和2年8月31日(月)から令和2年9月30日(水)まで 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日,日曜日及び祝日は除きます。) 【昭布場所】呉市産業部農林水産課農業振興センター (呉市郷原野路の里2丁目3番2号) 令和2年8月31日(月)から令和2年9月30日(水)まで 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。) 【受付場所】呉市産業部農林水産課農業振興センター (呉市郷原野路の里2丁目3番2号) ※動送の場合は必者とします。 4 応募者説明会 日時:令和2年9月9日(水)午前10時から場所:グリーンヒル郷原 香りの館 楽事前の参加申込みが必要です。 (1)グリーンヒル郷原の施設、設備等(以下「施設等」という。)の維持及び管理に関する業務 (2)宿泊研修に関する業務 (3)スポーツ、レクリエーション等の野外活動に関する業務 (3)スポーツ、レクリエーション等の野外活動に関する業務 (5)施設等の使用の許可に関する業務 (6)前各号に掲げる業務に付随する業務 (6)前各号に掲げる業務に付随する業務 (7)明問 令和3年4月1日へ令和8年3月31日(5年間) (1)団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2)呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条名号に掲げる欠格事項に該当しないこと。	1 募集対象施設の	施 設 名:グリーンヒル郷原
全体面積: 151, 266㎡(指定管理者が管理運営を行う区域のみ) 主要施設: 宿泊研修棟「香りの館」(RC造2階建 延面積2,319㎡) レストラン,研修室、宿泊室、売店、市民農園等 バーベキューハウス、芝生広場、多目的広場、駐車場等	概要	施設所在地:呉市郷原野路の里2丁目地内
主要施設: 宿泊研修棟「香りの館」(R C 造 2 階建 延面積2,319㎡)		設置年月日:平成5年4月1日
レストラン、研修室、宿泊室、売店、市民農園等		全体面積: 151, 266㎡(指定管理者が管理運営を行う区域のみ)
パーベキューハウス, 芝生広場, 多目的広場, 駐車場等 2 募集要項の配		主要施設: 宿泊研修棟「香りの館」(RC造2階建 延面積2,319㎡)
2 募集要項の配		レストラン,研修室,宿泊室,売店,市民農園等
2 募集要項の配		バーベキューハウス、芝生広場、多目的広場、駐車場等
 布期間及び時間	9 草焦亜頂の配	
日は除きます。) 【配布場所】呉市産業部農林水産課農業振興センター (呉市郷原野路の里2丁目3番2号) 3 申請書類の受 付期間及び時間 「一年前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。) 【受付場所】呉市産業部農林水産課農業振興センター (呉市郷原野路の里2丁目3番2号) ※郵送の場合は必着とします。 4 応募者説明会 日時:令和2年9月9日(水)午前10時から場所:グリーンヒル郷原 香りの館※事前の参加申込みが必要です。 5 指定管理者の業務 (2)宿泊研修に関する業務 (2)宿泊研修に関する業務 (2)宿泊研修に関する業務 (3)スポーツ、レクリエーション等の野外活動に関する業務 (3)スポーツ、レクリエーション等の野外活動に関する業務 (4)グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務 (5)施設等の使用の許可に関する業務 (6)前各号に揚げる業務に付随する業務 (6)前各号に揚げる業務に付随する業務 (7) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条名号に掲げる欠格事項に該当しないこと。	24 7 1 1 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
【配布場所】呉市産業部農林水産課農業振興センター (呉市郷原野路の里2丁目3番2号) 3 申請書類の受 付期間及び時間 「中前8時30分から午後5時15分まで(ただし,土曜日,日曜日及び祝日は除きます。) 【受付場所】呉市産業部農林水産課農業振興センター (呉市郷原野路の里2丁目3番2号) ※郵送の場合は必着とします。 4 応募者説明会 日時:令和2年9月9日(水)午前10時から場所:グリーンヒル郷原 香りの館※事前の参加申込みが必要です。 5 指定管理者の業務 (2)宿泊研修に関する業務 (2)宿泊研修に関する業務 (3)スポーツ、レクリエーション等の野外活動に関する業務 (3)スポーツ、レクリエーション等の野外活動に関する業務 (5)施設等の使用の許可に関する業務 (6)前各号に掲げる業務に付随する業務 (6)前各号に掲げる業務に付随する業務 (7)加入の計算を達成するために必要と認める業務 (7)加入の計算を達成するために必要と認める業務 (8)加入の計算を達成するために必要と認める業務 (7)加入の計算を達成するために必要と認める業務 (7)加入の計算を達成するために必要と認める業務 (7)加入の計算を達成するために必要と認める業務 (7)加入の計算を達成するために必要と認める業務 (7)加入の計算を達成する、対しては関する業務 (7)加入の計算を達成する。対しては関する業務 (7)加入の計算を達成する。対しては関する業務 (7)加入の計算を達成する。対しては関する業務 (7)加入の計算を達成する。対しては関する業務 (7)加入の計算を達成する。対しては関する条例をでは関する条例をでは関する条例をでは関する条例をでは関する条例をでは関第2条条号に掲げる大格事項に該当しないこと。	加州間及い时間	
(具市郷原野路の里2丁目3番2号) 3 申請書類の受		
3 申請書類の受付期間及び時間		
付期間及び時間 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし,土曜日,日曜日及び祝日は除きます。) 【受付場所】呉市産業部農林水産課農業振興センター(呉市郷原野路の里2丁目3番2号)※郵送の場合は必着とします。 4 応募者説明会 日時:令和2年9月9日(水)午前10時から場所:グリーンヒル郷原香りの館※事前の参加申込みが必要です。 5 指定管理者の業務(2)宿泊研修に関する業務(2)宿泊研修に関する業務(3)スポーツ,レクリエーション等の野外活動に関する業務(4)グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務(5)施設等の使用の許可に関する業務(6)前各号に揚げる業務に付随する業務(6)前各号に揚げる業務に付随する業務(6)前各号に揚げる業務に付随する業務(7)申請資格 6 指定の期間 令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間) 7 申請資格 (1)団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。(2)呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。		
日は除きます。) 【受付場所】呉市産業部農林水産課農業振興センター (呉市郷原野路の里2丁目3番2号) ※郵送の場合は必着とします。 4 応募者説明会 日時:令和2年9月9日(水)午前10時から 場所:グリーンヒル郷原 香りの館 ※事前の参加申込みが必要です。 5 指定管理者の 業務 (1) グリーンヒル郷原の施設,設備等(以下「施設等」という。)の維持 及び管理に関する業務 (2) 宿泊研修に関する業務 (3) スポーツ,レクリエーション等の野外活動に関する業務 (4) グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務 (5) 施設等の使用の許可に関する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 (7) 申請資格 (1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。		
【受付場所】呉市産業部農林水産課農業振興センター (呉市郷原野路の里2丁目3番2号) ※郵送の場合は必着とします。 4 応募者説明会 日時:令和2年9月9日(水)午前10時から 場所:グリーンヒル郷原 香りの館 ※事前の参加申込みが必要です。 5 指定管理者の 業務 (2)宿泊研修に関する業務 (2)宿泊研修に関する業務 (3)スポーツ,レクリエーション等の野外活動に関する業務 (4)グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務 (5)施設等の使用の許可に関する業務 (6)前各号に揚げる業務に付随する業務 (6)前各号に揚げる業務に付随する業務 (7 申請資格 (1)団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2)呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。	付期間及び時間	
(呉市郷原野路の里2丁目3番2号) ※郵送の場合は必着とします。 4 応募者説明会 日時:令和2年9月9日(水)午前10時から 場所:グリーンヒル郷原 香りの館 ※事前の参加申込みが必要です。 5 指定管理者の 業務 (2) 宿泊研修に関する業務 (2) 宿泊研修に関する業務 (3) スポーツ,レクリエーション等の野外活動に関する業務 (4) グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務 (5) 施設等の使用の許可に関する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 (7) 申請資格 (1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。		
※郵送の場合は必着とします。		
4 応募者説明会 日時:令和2年9月9日(水)午前10時から場所:グリーンヒル郷原 香りの館※事前の参加申込みが必要です。 5 指定管理者の業務 (1)グリーンヒル郷原の施設,設備等(以下「施設等」という。)の維持及び管理に関する業務(2)宿泊研修に関する業務(3)スポーツ,レクリエーション等の野外活動に関する業務(4)グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務(5)施設等の使用の許可に関する業務(6)前各号に揚げる業務に付随する業務(6)前各号に揚げる業務に付随する業務 6 指定の期間 令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間) 7 申請資格 (1)団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。(2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。		
場所:グリーンヒル郷原 香りの館 ※事前の参加申込みが必要です。 5 指定管理者の 業務 (2) 宿泊研修に関する業務 (2) 宿泊研修に関する業務 (3) スポーツ,レクリエーション等の野外活動に関する業務 (4) グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務 (5) 施設等の使用の許可に関する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 (7) 申請資格 (1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。		※郵送の場合は必着とします。
 ※事前の参加申込みが必要です。 1)グリーンヒル郷原の施設,設備等(以下「施設等」という。)の維持及び管理に関する業務 (2)宿泊研修に関する業務 (3)スポーツ,レクリエーション等の野外活動に関する業務 (4)グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務(5)施設等の使用の許可に関する業務(6)前各号に揚げる業務に付随する業務 (6)前各号に揚げる業務に付随する業務 (7)申請資格 (1)団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2)呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。 (3)といこと。 (4)がリーンヒル郷原の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。 (5)年間 (6)回体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (7)との施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。 (6)というに対しまする条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。 (7)がよりに対しまする (8)というに対しまする (9)というに対しまする (10)というに対しまする (11)の様であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (12)というに対しまする (13)の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条件を (14)に対しまする (15)に対しまする (16)に対しまする (17)に対しまする (18)に対しまする (18)に対しまする	4 応募者説明会	日時:令和2年9月9日(水)午前10時から
5 指定管理者の 業務 (1) グリーンヒル郷原の施設,設備等(以下「施設等」という。)の維持 及び管理に関する業務 (2) 宿泊研修に関する業務 (2) 宿泊研修に関する業務 (4) グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務 (5) 施設等の使用の許可に関する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 7 申請資格 (1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。		場所:グリーンヒル郷原 香りの館
 業務 及び管理に関する業務 (2) 宿泊研修に関する業務 (3) スポーツ,レクリエーション等の野外活動に関する業務 (4) グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務 (5) 施設等の使用の許可に関する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 6 指定の期間 令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間) 7 申請資格 (1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。 		※事前の参加申込みが必要です。
(2) 宿泊研修に関する業務 (3) スポーツ,レクリエーション等の野外活動に関する業務 (4) グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務 (5) 施設等の使用の許可に関する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 (7) 申請資格 (1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。	5 指定管理者の	(1) グリーンヒル郷原の施設,設備等(以下「施設等」という。)の維持
(3) スポーツ,レクリエーション等の野外活動に関する業務 (4) グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務 (5) 施設等の使用の許可に関する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 6 指定の期間 令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間) 7 申請資格 (1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。	業務	及び管理に関する業務
(4) グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務 (5) 施設等の使用の許可に関する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 6 指定の期間 令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間) 7 申請資格 (1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。		(2) 宿泊研修に関する業務
(5) 施設等の使用の許可に関する業務 (6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 6 指定の期間		(3) スポーツ, レクリエーション等の野外活動に関する業務
(6) 前各号に揚げる業務に付随する業務 6 指定の期間		(4) グリーンヒル郷原の設置目的を達成するために必要と認める業務
6 指定の期間 令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間) 7 申請資格 (1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。		(5) 施設等の使用の許可に関する業務
7 申請資格 (1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。 (2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第 2 条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。		(6) 前各号に揚げる業務に付随する業務
(2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。	6 指定の期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間)
条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。	7 申請資格	(1) 団体であること(個人は不可。法人格の有無は問わない。)。
		(2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2
(3) その他必要な条件を満たしていること。		条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。
		(3)その他必要な条件を満たしていること。